

(平成30年度) 三重県立上野高等学校

PTA会費等減免制度について

三重県立上野高等学校に在籍している生徒は、本人又は家計を維持する者が不慮の災害及びその他経済的理由等により、PTA会費・校外活動費の納付が困難であると認められる場合、減免を受けることができます。

PTA会費・校外活動費の減免を受けるには、所定の様式に必要な書類を揃え、上野高等学校PTA会長あて申請してください。

年度の途中でも申請を受け付けます。

PTA会費・校外活動費は1世帯あたりで納付していただくことになっていますので、本校に兄弟姉妹が在籍する場合、年長者は免除となります。

《申請の書類》

申請に必要な諸用紙は、**本校事務室**に備えてあります。

必要書類は次のとおりです。

(1) PTA会費等減免申請書(第1号様式)

(2) **平成30年度所得課税証明書(平成30年度市町村民税の所得割額がわかるもの)**。両親とも必要です。母子または父子家庭の方はお一人のみ。) **証明書が発行できる日を市町村役場の窓口で確認のうえ取得してください。**

なお、提出いただいた証明書等は、6月末～7月に予定しています高等学校就学支援金の申請の際に支給を受けるため必要な市町村民税所得割額が分かる書類(所得課税証明書等)と同一のため、共有させていただきます。

※市町村民税の所得割額が基準以上であっても、家計に急変のあった場合はご相談ください。

《減免認定になった場合の額》

免除の場合は、PTA会費・校外活動費とも月あたり0円となります。

減額の場合は、PTA会費月あたり320円、校外活動費月あたり500円となります。

《免除、減額の基準》

○ 免除

- (1) 生活保護受給世帯に属する生徒
- (2) 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者である生徒
- (3) 親権者がともに死亡又は行方不明等のため不在である生徒
- (4) 児童福祉施設(養護施設)に入所している生徒
- (5) 災害等により居住している家屋が、半壊または半焼以上の損害を受けた世帯に属する生徒
- (6) 家計急変による経済的理由から納付が著しく困難と認める生徒

○ 減額

- (1) 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額の合計が、**85,500円未満**となる生徒
- (2) 家計急変による経済的理由から納付が著しく困難と認める生徒

*** 基準の詳細は本校事務室へお問い合わせください。**

市役所等で取得していただく書類の費用は個人負担となりますので、ご了承ください。

《減免及び徴収猶予の期間》

減免期間は、認可された月の翌月から1年以内の6月30日まで(最終学年の場合は3月31日まで)です。認定期間終了後、引き続き減免の必要な場合は、再度申請が必要です。

《申請締切日》

毎月20日(土日祝祭日の場合は直前の金曜日)です。

《問い合わせ先》

上野高等学校事務室 0595-42-8666 長谷川・森岡